

設 計 概 要 書

I 業務概要（業務別）

1. 業務名称

小児新棟 設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象施設の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称	小児新棟
(2) 敷地の場所	守山市守山五丁目4-30
(3) 施設用途	病院

3. 設計条件

(1) 敷地の条件

(a) 敷地の面積

約 6.80 ha

(b) 用途地域および地区の指定

第一種中高層住居専用地域

(2) 施設の条件

(a) 施設の延べ面積

約 7,000.00 m²

(b) 主要構造

具体的に

(c) 耐震安全性の分類

① 構造体

I 類

② 建築非構造部材

A 類

③ 建築設備

甲 類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による。

(d) 建築物の類型

第 10 号第 2 類

建築物の類型は、令和6年国土交通省告示第8号別添二による。

(3) 建設の条件

(a) 予定工事費

6,600,000 千円（税込み）

(b) 建設工期

令和10年度 ～ 令和12年度

4. 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

- ・ 企画書
- ・ 基本設計書
- ・ 指示事項書

工事内容および規模・構造	新築工事 一式 設計内容 ○小児新棟増築 3階建て 7,000m ² 程度 ○渡り廊下新設 一式 ○上記工事に伴う電気設備設計 一式 ○上記工事に伴う機械設備工事 一式 ○外構設計 一式
設計図書等の最終提出期限	特記仕様書「I 業務概要（総括）5. 業務委託期限または期間」に定める業務委託期限または業務委託期間終了の日の4か月前とする。 （設計図、積算数量算出書(RIBC)・数量調書、見積書、見積比較表とも）

設計内容の摘要等

【設計内容の摘要】

- ※ 木材について、県産材の使用を前提に計画すること。
- ※ 設計委託期間内で計画通知等の申請手続きを行うこと。また、計画通知書の提出に先立ち、都市計画法施行規則第60条の規定に基づく証明および盛土規制法施行規則第88条の規定に基づく証明を得ること。
その他、これ以外に省エネルギー法等必要となる許認可事務についても本業務に含むので、必要な手続きを行うこと。
- ※ 敷地に関する規制内容やインフラ整備状況について、関係機関および各施設管理者に確認、協議を行い、必要な手続きを行うこと。
- ※ 設計にあたり、施設の業務に支障がないように工事スケジュール案および仮設計画を作成し、施設管理者の了解を得ること。
- ※ 改修工事、解体工事等建築材料の撤去を伴う工事の設計を行う場合は、撤去するすべての材料について、既設図書の確認および解体しなければ確認できない部分を除き現地確認を実施し、アスベストの有無を確認し、報告すること。
- ※ 設計に当たり、撤去する建築材料にアスベストが含有している場合は、改修工法の検討を行い、適切な改修方法を選択すること。
- ※ 当設計業務は、特色のある病院づくりの一環として医師、看護師等（以下「病院関係者」という。）の参加による協議（以下「ヒアリング」という。）を行うこと。
- ※ 改修にあたっては、既設構造躯体に影響が出ないように確認すること。
- ※ 施設の運営に支障がないように、改修工事スケジュール案を作成し施設管理者の了解を得ること。
- ※ 環境配慮の条件
（材料、製品の検討）
材料の比較・選定にあたっては、品質、価格、流通、製造状況等を考慮のうえ、滋賀県リサイクル認定製品の 利用 を検討するものとし、以下 により取りまとめるものとする。
 - (1) 仕様（規格、寸法、品質等）を整理
 - (2) 仕様を満たす滋賀県リサイクル認定製品を抽出
 - (3) 滋賀県リサイクル認定製品について、滋賀県実施設計積算単価表、物価資料等を用いて通常製品との単価比較なお、滋賀県リサイクル認定製品一覧は滋賀県ホームページの以下に掲載されているので、最新の認定製品一覧を参考とすること。
県民の方＞環境・自然＞廃棄物＞リサイクル＞滋賀県リサイクル製品認定制度

【設計業務の摘要】

- ※ 各種手続きに要する手数料等は受注者の負担とする。
(計画通知、構造適合判定手数料の申請手数料は除く。)
- ※ 設計図書提出までに関係諸官庁と委託する建築物の建築に際して必要な協議を行い、その内容を設計図書に反映すること。
- ※ 設計に際し、環境や省エネルギー等ならびに維持管理の面も十分配慮のうえ、適切な設計を行い、対応事項は要点を文書で提出すること。さらに、「公共建築に係る環境配慮指針(設計段階での配慮)」によるチェックシートを作成すること。なお、不採用取組項目がある場合はその理由を附して提出すること。
- ※ CO₂排出量削減を目的とした機材仕様等の比較検討および年間CO₂排出削減量算定(機材等製造者情報を原単価とし、施設の利用状況を付加した運用段階におけるエネルギー消費量およびそれに伴うCO₂排出量を比較したもの)を行い、報告書を提出すること。
- ※ コスト縮減検討実績報告書(コスト縮減実績・個表)を提出し、事前に承認を受けること。
- ※ 設計にあたり、設計建物に対する障害物(地中埋設物等)、既存建物との取合、給排水、電気、ガス等の供給施設の調査、関係機関との打ち合わせを十分に、その結果を記録し報告すること。(写真を含む)
- ※ 数量の積算については、公共建築数量積算基準・公共建築設備積算基準等により適切に行うこと。なお、積算は建築積算資格者が行うよう努めること。
- ※ 受託者は建築士法第24条の7に基づく「重要事項説明」を行うこと。詳しくは、滋賀県交通まちづくり部建築課のホームページで確認して適切に実施すること。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zyuutaku/19283.html>

設 備 設 計 概 要

電気設備 [小児新棟 設計] (注) 該当種目は適用欄に○印をつける。

適用欄	番号	種 目	内 容
○	1	高(低)圧引込み設備	所要の高(低)圧引込み設備を設ける。
○	2	受 変 電 設 備	所要の受変電設備を設ける。
○	3	電灯・動力幹線設備	所要の電灯・動力幹線設備を設ける。
○	4	電灯コンセント設備	所要の電灯コンセント設備を設ける。
○	5	動 力 設 備	所要の動力設備を設ける。
○	6	拡 声 設 備	所要の拡声設備を設ける。
○	7	電 話 設 備	所要の電話設備を設ける。
○	8	電気時計設備	所要の電気時計設備を設ける。
○	9	通信信号設備	所要の通信信号設備を設ける。(LAN配線を含む)
○	10	テレビ共視聴設備	所要のテレビ共視聴設備を設ける。
○	11	自動火災報知設備	所要の自動火災報知設備を設ける。
○	12	ガス漏れ警報設備	所要のガス漏れ警報設備を設ける。
○	13	防火戸自閉設備	必要に応じて所要の防火戸自閉設備を設ける。
○	14	避 雷 設 備	所要の避雷設備を設ける。
○	15	太陽光発電設備	必要に応じて所要の太陽光発電設備を設ける。
○	16	そ の 他	所要の自家発電設備を設ける。
○	17	テレビ電波受信障害 対 策 設 備	必要に応じて所要のテレビ電波受信障害対策設備を設ける。

設 備 設 計 概 要

機械設備 [小児新棟 設計] (注) 該当種目は適用欄に○印をつける。

適用欄	番号	種 目	内 容
○	1	受 水 設 備	所要の受水設備を設ける。
○	2	給 水 設 備	所要の給水設備を設ける。
○	3	排水通気設備	所要の排水通気設備を設ける。
○	4	衛生器具設備	所要の衛生器具設備を設ける。
○	5	ガ ス 設 備	所要のガス設備を設ける。
○	6	消 火 設 備	所要の消火設備を設ける。
○	7	給 湯 設 備	所要の給湯設備を設ける。
	8	厨 房 設 備	
	9	し尿浄化槽設備	
○	10	換 気 設 備	所要の換気設備を設ける。
○	11	排 煙 設 備	必要に応じて所要の排煙設備を設ける。
○	12	暖 房 設 備	必要に応じて所要の暖房設備を設ける。
○	13	冷 房 設 備	必要に応じて所要の冷房設備を設ける。
○	14	空気調和設備	所要の空気調和設備を設ける。
○	15	昇降機設備	所要の昇降機設備を設ける。
○	16	そ の 他	所要の雨水貯留設備を設ける。
	17		